

アフリカ知的財産ニュースレター Vol. 83

◆ 目次

1. 主要トピック

ARIPO

- ・「我々は可能な限り敏速な活動を目指している」— Bemanya Twebaze ARIPO 長官
- ・ ARIPO 首脳がカーボベルデを訪問

ガーナ

- ・ 2023 年の「世界知的所有権の日」

ギニア

- ・ 違法な医薬品商標の侵入阻止のためのギニア臨時政府による強硬策は消費者に不評

ケニア

- ・ ACA の登録義務化プログラムの拡張
- ・ ACA は横行する模倣品取引に対抗して知的財産権を保護する 5 年計画の新戦略に着手

モロッコ

- ・ OMPIC と米国特許商標庁が PPH（特許審査ハイウェイ）の試行プログラムに着手

ナイジェリア

- ・ ナイジェリアの新著作権法が同国の映画産業に活性化の大きなうねりをもたらす可能性—その理由を専門家が語る

OAPI

- ・ OAPI はニジェール製品の商業的成功を支援

南アフリカ

- ・ 人工知能がらみの著作権侵害と保護の在り方—法的な泥沼か
- ・ CIPC—発明家支援プログラムを通じて南アフリカ国民のイノベーションを保護
- ・ 特許登録機関が南アフリカの特許制度の濫用を防ぐ措置を実施

ウガンダ

- ・ ケニアとウガンダが模倣品対策の分野で協力

2. 他のトピック

アフリカ全域

- ・ アフリカはテクノロジー活用の必要性を確認する
- ・ 中国とアフリカが協力して技術移転に取り組む
- ・ 知的財産権やイノベーションの分野における女性の強化と活用に注目—アフリカ、中国、インド、ラテンアメリカ、東南アジアの政策と措置（2023年「世界知的所有権の日」）
- ・ 免疫沈降法（iChip）に関して大使館の顧問を務める Tanya Hill 女史が見解を表明—ナミビアのスワコプムントで開催された専門家協議で
- ・ 欧州連合離脱後の英国の波乱万丈からアフリカ諸国が学ぶこととは？

ARIPO

- ・ 知財に関する情報提供と啓発活動を推進

ケニア

- ・ 知財部門の関係者たちが女性の地位向上を支える

ナイジェリア

- ・ ナイジェリアに「2022年著作権法」が新たに誕生：図書館は新法からどのような恩恵を受けるか

OAPI

- ・ 地理的表示に特化したウェブサイト
- ・ OAPI は利用者に対するサービスの向上を確約

◆ ニュース

1. 主要トピック

ARIPO

- ・ 「我々は可能な限り敏速な活動を目指している」— Bemanya Twebaze ARIPO 長官¹

ARIPO 長官の Bemanya Twebaze 氏は、World Trademark Review 誌のインタビューに答えて以下のように強調した。

¹ <https://www.worldtrademarkreview.com/article/we-aim-be-agile-possible-exclusive-interview-aripo-dg-bemanya-twebaze>

- ARIPO の加盟国は 22 か国に達している。²
- ARIPO の制度は、バンジュール議定書（商標）、ハラレ議定書（特許）、アルーシャ議定書（植物品種）の 3 つの議定書に従い、これら議定書の締約国である ARIPO 加盟国において権利者が出願を行うことを可能にしている。
- 2022 年に ARIPO が受理した商標出願は 672 件で、2021 年の 510 件から 31.7% の伸びを見せている。
- 2022 年には加盟国数の面でも拡大が見られた。カーボベルデが 22 番目の加盟国として ARIPO に加入したのである。
- 2022 年にはバンジュール議定書の改正が行われ、手続の簡素化を目指してさまざまな修正が盛り込まれた。
- バンジュール議定書の包括的な見直しを実施する計画も存在しているが、そのためには利害関係者との協議が必要になるだろう。

今や国際ブランドが ARIPO 加盟国における自社商標の保護を検討する時代になっている、と Twebaze 氏は最後に示唆している。

ARIPO

• ARIPO 首脳がカーボベルデを訪問³

ARIPO のトップである Bemanya Twebaze 長官に率いられた ARIPO の使節団がカーボベルデを訪問し、同国の首相との会談を行った後、イノベーションと研究の拠点となっている各種センターや大学を視察した。

Twebaze 長官は知的財産に奉仕する各方面の官僚たちに感謝の意を表明し、彼らの献身的な姿勢は、最近カーボベルデが ARIPO の各種議定書を批准したという事実によって裏付けられていると語った。

ガーナ

• 2023 年の「世界知的所有権の日」⁴

2023 年 4 月 26 日は「世界知的所有権の日」であった。今年のテーマは「女性と知的財産：イノベーションと創造性の促進」である。

ガーナでは、登録所の長官代理を務める Grace Ama Issahaque 女史が、この機会を利用して知的財産に関する公衆（特に女性）の意識向上を図っている。同女史は零細企業および中小企業の経営者（特に女性経営者）に対し、自社の事業のための知財戦略を策定して競争力を高めるよう要請した。

² <https://www.aripo.org/member-states/>

³ https://www.linkedin.com/posts/bemanya-twebaze-922255192_intellectualproperty-ip-culture-activity-7053625374051639298-glyv/?utm_source=share&utm_medium=member_ios

⁴ <https://www.ghanabusinessnews.com/2023/04/17/world-intellectual-property-day-2023-launched/>

Issahaque 女史はさらに、企業経営者およびクリエイティブ産業従事者に向けて、ガーナ知的財産庁に出向いて知財に関する知識を強化するとともに自らの知的財産権を登録するよう呼び掛けている。

ギニア

・違法な医薬品商標の侵入阻止のためのギニア臨時政府による強硬策は消費者に不評⁵

ギニアは模倣医薬品が蔓延する無法地帯であり、国内で販売されている医薬品の 70%程度が違法な製品である。

ギニアの軍事政権は現在、違法な取引を根絶しようと躍起になっている。そのような取引に携わった者は逮捕され、2022 年 7 月にはギニア最大の都市コナクリ（Conakry）の港で違法な医薬品を詰め込んだコンテナ 200 個以上が押収された。当局の職員やコミュニティのリーダーたちは、全員が違法行為の通報を要求されており、報告を怠った場合は懲役刑に処されることになる。

各方面の当局は多種多様な問題に直面している。闇市場で売られる医薬品は真正品よりも安く、模倣品の方が効き目が高いと信じている人もいる。しかも、違法な医薬品の不正取引や製造販売はギニアという国に深く根付いてしまっており、非常に儲かるビジネスとなっている。

ケニア

・ACA が登録義務化プログラムを拡張⁶

ケニアの模倣品対策機関（Anti-Counterfeit Authority；ACA）は、「ACA 輸入許可」（ACA Import Permit）の手続による登録義務化プログラムの拡張を最近発表した。この登録義務化プログラムは、以下の商品カテゴリー限定で 2023 年 1 月 1 日から実施されている：アルコール飲料；電子・電気製品；医薬品；アパレル；靴；化粧品。

2023 年 5 月 1 日より、同プログラムの適用対象に新たな「HS コード」（輸出統計品目番号）がいくつか加えられ、指定された HS コードに該当する貨物すべてについて「書式 ACA2B」の書類が要求されることになる。今回のプログラム拡張に関わる専門的な法解釈は本ニュースレターが扱う範囲を超えているため、輸出入業者は専門家の助言を求めべきである。

⁵ <https://www.dailymaverick.co.za/article/2023-04-11-guinea-juntas-hard-line-on-illicit-medicines-makes-inroads-but-proves-unpopular-among-consumers/>

⁶ <https://www.aca.go.ke/media-center/news-and-events/399-expansion-of-regulated-hs-codes-for-phase-ii-implementation-of-import-declaration-of-ips>

・ **ACA は横行する模倣品取引に対抗して知的財産権を保護する 5 年計画の新戦略に着手⁷**

ケニアの模倣品対策機関（ACA）は、最近3度目の戦略プランを発足させた。⁸ この戦略プランは 2023 年から 2026 年までの期間について適用されるものである。このプランの要点は以下のようになっている。

- ケニア政府は、模倣品対策に関して多部門の協力を保証する調整役としての ACA の役割を支援する予定である。
- 知的財産権に関して公衆を啓発し、社会経済的・文化的な発展のために知的財産権の成長を促すため、政府は「知的財産に関する国家政策および戦略」（National Intellectual Property Policy and Strategy）の策定を約束している。
- 模倣品対策は製造と投資に関する政府の戦略の中核をなしている。
- 新たな戦略プランは、様々な分野に関わる政府の重要な政策文書（「ビジョン 2030」、「第 4 次中期計画」（MTP IV）、与党である「ケニア・クワンザ党」の政府発展アジェンダ、アフリカの統合を目指す「アジェンダ 2063」、「持続可能な開発目標」（SDG）等）に合致している。

モロッコ

・ **OMPIC と米国特許商標庁が PPH（特許審査ハイウェイ）の試行プログラムに着手^{9,10}**

モロッコの登録機関である工業所有権庁（OMPIC）と米国特許商標庁（USPTO）が「特許審査ハイウェイ」（PPH）のプログラムを発足させた。

PPH とは、複数の登録機関による協力プログラムで、審査結果の共有によって特許出願の処理を迅速化することを目的としている。PPH の目的は、出願手続に要する時間を短縮するとともに付与される特許の質を向上させることである。

ナイジェリア

・ **ナイジェリアの新著作権法が同国の映画産業に活性化の大きなうねりをもたらす可能性—その理由を専門家が語る¹¹**

⁷ <https://www.aca.go.ke/media-center/news-and-events/391-aca-launches-new-strategy-to-address-rampant-trade-in-counterfeit-and-protection-intellectual-property-rights-for-the-next-five-years>

⁸ <https://www.aca.go.ke/images/ACA-ST-Plan-2022-2023-Abridged.pdf>

⁹ <http://www.ompic.ma/fr/actualites/lancement-du-programme-pilote-pph-patent-prosecution-highway-par-lompic-et-luspto>

¹⁰ <https://www.uspto.gov/patents/basics/international-protection/patent-prosecution-highway/patent-prosecution-highway-1>

¹¹ <https://allafrica.com/stories/202304120006.html>

ゴンダール大学の Samuel Samiai Andrews 教授が発表した論文は、ナイジェリアの新著作権法となる「2022年著作権法」について包括的な見解を提示している。論文の中で強調されている新法の特徴を以下に示す。

- 新法は、現代の生産的なデジタル技術に基づく創造的著作物を認め、保護している。
- 新法には権利の迂回を防止する規定が含まれている。
- 映画の著作権侵害は刑法上の犯罪と民法上の不法行為の両方に相当し、厳しい処罰と不利な結果につながる。新法はオンラインで行われる映画の著作権侵害の取締りに役立つだろう。
- 裁判外紛争処理手続が存在する。
- 著作物の登録に関する規定が設けられている。

OAPI

• OAPI はニジェール製品の商業的成功を支援¹²

2023年4月4日、ニジェールを訪れた OAPI の Denis Bohoussou 長官は、以下の登録に関する OAPI の証明書を同国に引き渡した。

- 保護される地理的表示 (Protected Geographical Indications ; PGI) として登録—ガルミ (Galmi) の紫タマネギおよび Niger Kilichi (ニジェール風ビーフジャーキー)
- 団体標章として登録—Tchoukou (チーズ) およびマラディ産の赤い山羊「シェーブル」の皮。

上記の登録は、加盟国が知財を活用して経済成長を支えていくのを助けるという「OAPI の使命の具現化を象徴するもの」であるため、今回の登録を特に喜ばしく思うと Bohoussou 長官は語っている。

南アフリカ

• 人工能がらみの著作権侵害と保護の在り方—法的な泥沼か¹³

南アフリカでは、「チャット GPT」などの人工知能 (AI) が生み出した知的財産の処遇が議論の的となっている。最近の新聞記事によれば、AI が作成した著作物に伴う潜在的な法律問題は数多く存在すると 2 人の研究者が語っている。すなわち以下のような問題である。

- AI モデルが産出したアウトプットを著作権によって保護すべきか
- AI モデルのアウトプットが人間の著作者の創造的生産物に基づいている場合、その AI モデルは人間の著作者の著作権を侵害したことになるのか
- 法の適用上、AI によるアウトプットに創造性を認めることができるか

¹² https://www.linkedin.com/posts/oapi-linkedin_%3F%3F%3F%3F%3F-%3F%3F%3F%3F%3F-%3F%3F%3F%3F%3F%3F-%3F%3F%3F%3F%3F%3F-activity-7049032423942025216-7BY6/?utm_source=share&utm_medium=member_ios

¹³ <https://www.dailymaverick.co.za/article/2023-03-24-artificial-intelligence-and-copyright-a-legal-quagmire/>

AI が生み出した作品について著作権を認めるべきではない、と 2 人の研究者は語っている。人間の著作権者が備えているべき資格が AI にはないからである。別の言い方をすれば、既存の情報やテキストから作り上げられた作品には独創性がないからである。そこから研究者たちはさらに論を進め、南アフリカの当局は「2017 年著作権法改正法案」が現在議会で審議されているという状況を利用して AI 関連の特別規定を同法案に導入すべきだと提言している。

・ CIPC—発明家支援プログラムを通じて南アフリカ国民のイノベーションを保護¹⁴

南アフリカ企業・知的財産委員会（Companies and Intellectual Property Commission ; CIPC）を率いる Rory Voller 氏は、2017 年から実施されている「発明者支援プログラム」(Inventors' Assistance Program) に関する記事を最近投稿した。

このプログラムの目的は、特許保護を確保するだけのリソースを持ち合わせていない発明者のために特許取得の可能性を拡大することである。

発明者が同プログラムの恩恵を受けるための要件は、当該発明者の所得が所定の金額未満であることと、オンラインによる研修コースを修了することである。プログラムの適用対象となった発明者には担当の特許弁護士が提供され、その特許弁護士が無償で業務を行ってくれる。

担当を命じられた特許弁護士は発明を検証し、先行技術と新規性に関する調査を実施した上で、出願手続を進めるべきか否かについて提言することになる。

・ 特許登録機関が南アフリカの特許制度の濫用を防ぐ措置を実施¹⁵

南アフリカの特許制度が不当に利用されているという主張を取り上げた論文の中で、Spoor & Fisher のパートナーである特許弁護士 Tyron Grant 氏は以下のような点を指摘している。

- 南アフリカは特許について無審査主義を採用しており、実体審査を導入する計画が現在進められているが未だ導入には至っていない。
- 南アフリカの特許制度は中国やインドの企業によって濫用されている。南アフリカの特許制度を利用し、他の出願に基づく優先権をあえて主張せずに特許出願の迅速処理を要求すれば、手っ取り早く特許を取得することができる。中国やインドの企業は、外国での特許取得に対して自国の政府が給付する奨励金や報奨金を獲得するため、短期間で特許が手に入る南アフリカの制度を狙うのである。その結果、南アフリカでは他の出願の処理が遅滞することになる。

¹⁴ https://www.linkedin.com/posts/activity-7051908683194056704-EI0K/?utm_source=share&utm_medium=member_ios

¹⁵ <http://techsmart.co.za/news/The-Registrar-of-Patents-takes-steps-to-prevent-abuse-of-South-Africas-patent-system.html>

- こうした制度濫用が大規模に行われていることは統計データによっても証明される。2021年には南アフリカの特許出願件数に28%の増加が見られるが、これら出願の34%は外国の出願人による最初の特許出願であり、したがって優先権は主張されていない。
- 南アフリカのような無審査主義の制度は、濫用に対する脆弱性を払拭することができない。このような制度の下では、出願人は新規性や進歩性に欠けていることが分かっている主題について特許を出願し、取得できるからである。
- 南アフリカの登録機関はこの問題に対処しようとしている。2023年4月11日現在、特許出願の迅速な承認を求める出願人は以下の一または複数の文書を所定の期限までに提出する必要がある：PCTの国内移行出願の願書；国際調査機関の見解書（WO-ISA）または「特許性に関する国際予備報告」（IPRP）の写し（PCT出願の1項目以上のクレームの主題が新規性と進歩性を備えていることを前記の文書が認めている場合）；当該出願に相当する外国の特許出願に関する調査報告および/または審査報告書の写し（前記の外国出願の1項目以上のクレームの主題が新規性と進歩性を備えていることを審査担当の特許当局が認めている場合）。

ウガンダ

・ケニアとウガンダが模倣品対策の分野で協力¹⁶

2023年4月20日、ケニアの模倣品対策機関（ACA）とウガンダの模倣品対策ネットワーク（Anti-Counterfeit Network；ACN Africa）が1通の覚書に署名した。この覚書は、東アフリカにおける模倣品の排除に関係する事項について戦略的協力体制を強化することを目的としている。報道によれば、模倣品取引のせいで両国は多額の税収を失っているという。

2. 他のトピック

アフリカ全域

・アフリカはテクノロジー活用の必要性を確認する(2023年5月1日)

<https://www.chronicle.co.zw/africa-affirms-need-to-embrace-technology/>

・中国とアフリカが協力して技術移転に取り組む(2023年5月2日)

<https://www.modernghana.com/news/1227890/china-africa-collaboration-in-technology-transfer.html>

・知的財産権やイノベーションの分野における女性の強化と活用に注目—アフリカ、中国、インド、ラテンアメリカ、東南アジアの政策と措置（2023年「世界知的所有権の日」）（2023年4月26日）

https://intellectual-property-helpdesk.ec.europa.eu/news-events/news/empowering-and-embracing-women-ipr-and-innovation-policies-and-measures-africa-china-india-latin-2023-04-26_en

¹⁶ <https://www.monitor.co.ug/uganda/news/national/kenya-uganda-join-hands-to-fight-counterfeits-4206514>

・免疫沈降法（iChip）に関して大使館の顧問を務める Tanya Hill 女史が見解を表明—ナミビアのswakopmundで開催された専門家協議で(2023年5月3日)

<https://ng.usembassy.gov/remarks-by-embassy-ichip-attorney-advisor-tanya-hill-judicial-colloquium-swakopmund-namibia/>

・欧州連合離脱後の英国の波乱万丈からアフリカ諸国が学ぶことは？(2023年4月30日)

<https://iafrica.com/what-lessons-might-there-be-for-african-states-from-the-uks-rollercoaster-brexit/>

ARIPO

・知財に関する情報提供と啓発活動を推進(2023年3月17日)

<https://www.aripo.org/advancing-ip-communications-awareness/>

ケニア

・知財部門の関係者たちが女性の地位向上を支える(2023年4月29日)

<https://www.capitalfm.co.ke/business/2023/04/stakeholders-in-intellectual-property-sector-root-for-women-empowerment/>

ナイジェリア

・ナイジェリアに「2022年著作権法」が新たに誕生：図書館は新法からどのような恩恵を受けるか(2023年4月10日)

<https://infojustice.org/archives/45222>

OAPI

・地理的表示に特化したウェブサイト(2023年4月26日)

<http://oapi.int/index.php/fr/component/k2/item/777-un-site-internet-d%C3%A9di%C3%A9-aux-indications-g%C3%A9ographiques>

・OAPIは利用者に対するサービスの向上を確約(2023年4月14日)

<http://oapi.int/index.php/fr/component/k2/item/775-l%E2%80%99oapi-engag%C3%A9-%C3%A0-mieux-servir-ses-usagers>

[特許庁委託]

アフリカ知的財産ニュースレター Vol. 83

[著者]

Spoor & Fisher
spoor • fisher
patents • trade marks • copyright

[発行]

日本貿易振興機構 ドバイ事務所

JETRO
JAPAN EXTERNAL TRADE ORGANIZATION

2023 年 5 月発行 禁無断転載

本ニュースレターは、Spoor & Fisher が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO ドバイ事務所がそのチェックと修正を施したものです。また、本ニュースレターは、作成の時点で入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではないことを予めお断りします。なお、本ニュースレターの内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねます。